

ご遺族のための 手続きガイド

ご遺族様へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご遺族におかれましては、今後、さまざまなお手続きが生じてくるかと存じます。

本町では、それらのうち役場で必要となる主な手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進められるように『ご遺族のための手続きガイド』を作成し、各種手続きのお手伝いやご案内をしております。

お手続きの際の一助になれば幸いです。

☆住民票・戸籍・マイナンバーカード・・・1ページ

☆健康保険・年金・税・・・2～3ページ

☆上下水道・介護・生活保護・福祉・・・4～5ページ

☆農地・森林・・・5ページ

☆ごみの出し方・犬の登録変更・・・6ページ



篠栗町
Sasaguri Town

各種手続きについては、一般的な場合を想定して記載しておりますので、すべての方に対応するものではありません。各種手続きについては、各受付窓口へお問い合わせください。

親族の逝去に関連して生じる手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☒
住民票・戸籍	住民登録地が篠栗町で住民票が必要な方	・住民票の交付請求	・免許証等顔写真付官公署発行書類 1点または顔写真なし官公署発行書類2点 ●請求できる人 同一世帯の人または相続人	住民課 戸籍住民係 ☎092-947-1303	☐
	篠栗町にある戸籍証明書等が必要な方	・戸籍証明等の交付請求	・免許証等顔写真付官公署発行書類 1点または顔写真なし官公署発行書類2点 ●請求できる人 配偶者・直系血族の人、戸籍に記載のある人		☐
	篠栗町以外にある戸籍証明書等が必要な方	・戸籍証明等の広域交付請求	・免許証等顔写真付官公署発行書類 1点 ●請求できる人 本人または配偶者、父母や祖父母など（直系血族） ※委任状を使った上記以外の方からの請求はできません。 ※請求できるものは、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本のみです。 その他の戸籍証明書等が必要な場合は、従来通り本籍がある市区町村で請求してください。		☐
	亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合	・自動的に登録が廃止になります。			☐
マイナンバーカード	亡くなられた方のマイナンバーカードをお持ちの場合	・亡くなられた方のマイナンバーカードは返却する必要はありません。なお、相続等の手続きにおいて、亡くなられた方のマイナンバーが必要になることがありますので、諸手続きが終わるまでは保管し、不要になったら破棄してください。			☐

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☑
健康保険	国民健康保険に加入している方	・資格確認書及び各種認定証の返還 ・葬祭費支給申請	・亡くなられた方の資格確認書 ・亡くなられた方の限度額認定証等 ・葬祭費の領収書・会葬御礼等（葬祭を行った方及び亡くなられた方の氏名が確認できるもの） ・葬祭を行った方の振込口座のわかるもの	住民課 国保・年金係 ☎092-947-1304	☐
	亡くなられた方が世帯主で、その世帯に国保加入者がいる場合	・世帯内の国保加入者全員に交付している資格確認書及び各種認定証の記載事項変更 ・相続人代表届	・国保加入者全員の資格確認書及び各種認定証 ・相続人代表者の振込口座のわかるもの		☐
	後期高齢者医療制度に加入している方	・資格確認書の返還 ・葬祭費支給申請 ・相続人代表届	・亡くなられた方の資格確認書 ・葬祭費の領収書・会葬御礼等（葬祭を行った方及び亡くなられた方の氏名が確認できるもの） ・葬祭を行った方の振込口座がわかるもの ・戸籍謄本（亡くなられた方及び相続人代表者との続柄を確認できるもの） ・相続人代表者の振込口座がわかるもの	住民課 高齢者・公費医療係 ☎092-947-1305	☐
年金	国民年金を受給している方	・未支給年金請求 ・遺族基礎年金請求	※手続きに必要な書類は、請求する方により異なりますので、以下の書類をお持ちになり右記窓へでご相談ください。 ・亡くなった方の年金証書	東福岡年金事務所 ☎092-651-7967	☐
	国民年金に加入している方・受給前の方	・遺族基礎年金請求 ・死亡一時金請求 ・寡婦年金請求	※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、以下の書類をお持ちになり右記窓口へご相談ください。 ・亡くなられた方の年金手帳もしくは基礎年金番号通知書	年金事務所相談予約専用ダイヤル ☎0570-05-4890 住民課 国保・年金係 ☎092-947-1304	☐
	厚生年金を受給している方・加入している方	・未支給年金請求 ・遺族厚生年金請求	※手続きに必要な書類は、請求する方により異なりますので、右記窓口へご相談ください。 ※年金事務所で相談・請求される場合は、混雑することがありますので、事前の予約をお願いします。	東福岡年金事務所 ☎092-651-7967 年金事務所相談予約専用ダイヤル ☎0570-05-4890	☐
	共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください。			☐

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☑
年金	企業年金を受給している方	各企業年金基金等へ直接お問い合わせください。			☐
税	納税している方 (納税義務者・ 相続人代表者 等)	・今後の納税について	・亡くなられた方の納税通知書や 領収書等 ・相続人の方がお越しいただく場 合、相続関係が確認できる書類 (戸籍謄本等)	収納課 ☎092-947-1317	☐
		・口座振替の登録につい て	・新たに口座を登録される場合、 預貯金通帳・届出印		☐
	町県民税が課税 されている方	・町税に関する相続人代 表者指定届	・相続人の方がお越しいただく場 合、相続関係が確認できる書類 (戸籍謄本等)	税務課 賦課 第1係 ☎092-947-1312	☐
	固定資産(土 地・家屋・償却 資産)をお持ち の方または、親 族等の固定資産 を現に管理して いる方			税務課 賦課 第2係 ☎092-947-1314	☐
	軽自動車をお持ち の方	・名義変更または廃車 ●毎年4月1日現在の所 有者(使用者)に課税さ れます。名義変更・廃車 等は早めの手続きを願 いします。 ・町税に関する相続人代 表者指定届	【名義変更または廃車手続きの場 合】(原動機付自転車等篠栗ナン バーに限る) ・届出人の方の本人確認書類 ・ナンバープレート(廃車の場合 や名義変更時) 【町税に関する相続人代表者指定 届の手続きの場合】(軽自動車全 般) ・相続人の方がお越しいただく場 合、相続関係が確認できる書類 (戸籍謄本等)	軽自動車のみ 軽自動車協会 ☎050-3816- 1750 125ccを超える バイクは 九州運輸局福岡 運輸支局 ☎050-5540- 2078 税務課 賦課 第1係 ☎092-947-1312	☐

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☑
水道・下水道	亡くなられた方の名義で使用する場合	・使用者名義の変更または閉栓 ・下水道受益者負担金の受益者変更（納付中の場合のみ）	・口座引落し希望の場合は、口座番号がわかるものと銀行届出印	上下水道課 総務係 ☎092-947-1256	☐
介護	65歳以上の方または介護認定を受けている方	・介護保険被保険者証等の返還 ・高額介護サービス費等の振込口座の変更（相続人代表届）	・亡くなられた方の介護保険被保険者証 ・亡くなられた方の介護保険負担割合証（該当の方） ・亡くなられた方の負担限度額認定証（該当の方） ・相続人代表者の振込口座がわかるもの	福祉課 高齢者支援係 ☎092-947-1347	☐
生活保護	生活保護を受給されていた方	・保護変動届 ・葬祭扶助費申請 ※上記の手続きを行う場合は事前に粕屋保健福祉事務所にお問い合わせください。 (連絡先:092-939-1764)	・死亡診断書の写し	福祉課 福祉係 ☎092-947-1331	☐
福祉（障がい）	各種手帳、受給者証などをお持ちの方	・手帳返還届 ・受給者証返還届	● 障害者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保険福祉手帳 ● 受給者証 ・自立支援医療（精神通院等）、障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援などの中で該当する受給者証	福祉課 障がい者支援係 ☎092-947-1356	☐
	特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方	・死亡届 ・未支払請求（未支払分がある場合）	・受給者の死亡時に生計同一であった配偶者または扶養義務者の振込口座がわかるもの ・死亡届（診断書） ・亡くなられた本人の住民票（世帯員・続柄）		☐
	重度障がい者医療費助成を受給している方	・資格喪失届 ・医療証の返還	・亡くなられた方の重度障がい者医療証	住民課 高齢者・公費医療係 ☎092-947-1305	☐

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☑
福祉（子ども）	児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅届 または額改定届	事前に右記にお問い合わせください。	こども育成課 児童係 ☎092-947-1373	☐
	児童手当を受給している方	・受給事由消滅届 ・未支払請求 ・認定請求			☐
	（特別）児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失または 額改定届（減額）			☐
	（特別）児童扶養手当を受給している方	・認定請求 ・受給者死亡届兼未支払 手当請求			☐
	放課後児童クラブ（町立）を利用している方	・退所届 ・家庭状況変更届		こども育成課 児童係 ☎092-947-1373	☐
	子ども医療費助成を受給している方	・資格喪失届 ・医療証の返還	・亡くなられた方の子ども医療証	住民課 高齢者・公費医療係 ☎092-947-1305	☐
	ひとり親家庭等医療費助成を受給している方	・資格喪失届 ・医療証の返還	・亡くなられた方のひとり親家庭等医療証		☐
	保育所・認定こども園の在園児の保護者の方	・世帯状況等の変更に係る届出	事前に右記にお問い合わせください。	こども育成課 こども育成係 ☎092-947-1372	☐
	幼稚園・小・中学校の在籍児童生徒の保護者の方			学校教育課 学校教育係 ☎092-947-1360	☐
農地	農地を相続された方	・農地法第3条の3第1項の規定による届出	（相続登記完了後） ・相続した農地の登記事項証明書	農業委員会事務局 ☎092-947-1215	☐
森林	森林を相続された方 ※地域森林計画の対象となっている森林のみ	・森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	（相続登記完了後） ・森林の土地の位置を示す図面 ・森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことが分かる書類	産業観光課 農林業係 ☎092-947-1215	☐

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☑
ごみ	ごみの処理が必要な方	篠栗町のごみの出し方をご確認の上、適切に処理してください 		都市整備課 環境係 ☎092-947-1225	☐
犬の登録変更	亡くなられた方の犬を新たに所有された方	・所有者変更の手続き (マイクロチップ登録の場合は、環境省のWebサイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で手続きをお願いします。) 	・鑑札	都市整備課 環境係 ☎092-947-1225	☐

メモ

篠栗町役場

〒811-2492

福岡県糟屋郡篠栗町中央1丁目1番1号

TEL092-947-1111（代表）